

茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月8日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第40号

茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市財務規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第72条第1項ただし書を削り、同条第3項ただし書中「ただし」の次に「、報酬（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対して支給するものに限る。）」を加える。

第97条第1項中「、職員給与支出命令書及び職員旅費支出命令書」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。